

「CCUS研究開発・実証関連事業／苫小牧におけるCCUS大規模実証試験／CO₂輸送に関する実証試験」に係る公募要領

2021年3月31日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

環境部

【受付期間】

2021年3月31日(水)～2021年5月6日(木) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出書類の提出 (3) 提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/45yctyfw9xjr>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「CCUS研究開発・実証関連事業／苫小牧におけるCCUS大規模実証試験／CO₂輸送に関する実証試験」に係る公募について
(2021年3月31日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021年度から2026年度まで「CCUS研究開発・実証関連事業／苫小牧におけるCCUS大規模実証試験／CO₂輸送に関する実証試験」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、2021年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「CCUS研究開発・実証関連事業／苫小牧におけるCCUS大規模実証試験／CO₂輸送に関する実証試験」

2. 事業概要

(1) 背景

2019年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」は、化石燃料の利用に伴うCO₂の排出を大幅に低減していくための手段としてCCS・CCU／カーボンリサイクルの役割の重要性を明記する一方、その社会実装にあたりCO₂排出源と貯留地が離れていることに伴うCO₂の輸送の課題を指摘し、官民の取り組みとしてCO₂を安全にかつ低コストで輸送するための適切な事業設計を行い、民間事業者が投資判断を行うことができるような状況を作り出す必要があるとしています。

また、経済産業省が関係省庁と連携して2020年12月に策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、脱炭素社会を実現する技術開発や社会実装に取り組むことは、気候変動問題の解決に向け極めて重要であるとし、CO₂削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術を2050年までに確立することを目指しています。

(2) 目的

CO₂の長距離・大量輸送と低コスト化に繋がる輸送技術として、研究開発を行うとともに実証試験および関連調査を通じ、液化CO₂の船舶輸送技術の確立を目指します。

(3) 事業内容

2030年頃のCCUS社会実装に向けて、年間100万トン規模のCO₂供給地点から貯留・利用地点への長距離・大量輸送と低コスト化に繋がる輸送基盤技術として、液化CO₂の船舶輸送技術を確立するための研究開発および年間1万トン規模のCO₂船舶輸送実証試験、および関連調査を実施します。

具体的には、長距離・大量輸送に適した液化CO₂の輸送条件に合わせた研究開発および設備機器の設計を実施するとともに、排出源にて排出されたCO₂を出荷基地にて液化と払出しを行い、船舶輸送を介し、受入基地での受入れまでの一貫システムとしての運用性および操業管理について実証確認を行います。また、標準船型、安全規格、設計基準等、輸送条件規格化のための基礎要件を実証試験データから収集し分析し、液化CO₂の長距離・大量輸送に係る国際的なルール（IMO等）形成に参画します。

さらに、国際的なCO₂輸送ビジネスに向けた事業性検討を実施します。

なお、本事業では受入基地までの輸送実証を対象とし、受入基地から貯留・利用地点までの輸送は対

象外とします。

[1] 長距離・大量輸送と低コスト化につながる液化CO₂輸送技術の研究開発

液化CO₂の船舶輸送における経済性を求めるには、長距離・大量輸送技術を確立することが極めて重要です。そのために、液化CO₂輸送の課題を整理し、研究開発でそれらの課題を解決していく必要があります。また、信頼性のある技術を確立し、安全に液化CO₂を輸送していく必要性があります。

安全・安心かつ低コスト化につながる輸送技術の開発を目的として、船と陸に共通する最適な液化CO₂温度・圧力条件の選定に関する研究、および検討対象とする温度・圧力条件下でのCO₂液化・ハンドリングなど安定的な輸送に必要な基礎的技術の研究開発、輸送条件を満足する液化CO₂輸送船技術の研究開発、陸上設備（液化、貯蔵および荷役設備等）の設計と運用に関する技術の研究開発を行います。

[2] 液化CO₂輸送技術の実証試験の計画および実施

液化CO₂船舶輸送技術について、実証試験の計画および実施を行います。このとき、実証試験の実施のために必要となる陸上設備（出荷および受入基地）、実証船の基礎的な要求仕様をそれぞれ以下に示します。なお、各項目の要求仕様について、安全・安心かつ低コスト化につながる技術実証の目的である限り任意の追加または調整を可とします。提案者は要求仕様を満足する実証用陸上設備の設営および実証船の手配・運航計画を策定します。

[2]-1. 陸上設備（出荷基地）

本事業を実施する出荷基地を整備するため、本紙にて要求する条件に応じた設備について、表1を参考に提案者側で検討し、レイアウト検討や設計、必要な土木工事・機器作成・建設工事・試運転および実証期間における設備の運営・保守を実施します。

なお、実証事業提案にあたっては、出荷側拠点として下記地点をCO₂出荷可能である有力な候補サイトとしますが、同等の実証実施が可能な地点であれば、他サイトでの提案も可とします。

表1 出荷基地 構成設備一式 要求仕様一覧（参考例）

基本情報	出荷基地住所： 京都府舞鶴市字千歳560-5 関西電力（株）舞鶴発電所敷地内 ガス供給設備： 省エネルギー型CO ₂ 分離・回収システムの パイロットスケール試験設備 入口ガス性状： 想定流量： 40トン/日（設計目安） 圧力： 0.1043MPaA 温度： 12℃ CO ₂ ： 98.7vol% [100dry-vol%] H ₂ O： 1.3vol% 不純物： 主にN ₂ 、可能性として微量のNO _x 、/SO _x およびCO ₂ 分離・回収技術に伴う微量の有機化合物 運用開始時期： 2023年度第4四半期頃
①受ガス設備	要、ガス供給設備との接合確認 付加設備：不純物除去装置
②液化設備	中温・中圧（例：-20℃/2MPaG）から低温・低圧（例：-50℃/1MPaG未満）条件を目安に設計、製作、据付、試運転を実施 液化・貯蔵・払出の工程を基本とし、必要に応じ、再液化装置を追設

③貯蔵設備	中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付、試運転を実施 貯蔵容量および設置基数は土地制限や輸送量・輸送頻度等、払出しの運用条件より提案者側にて設定
④荷役設備	中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付、試運転を実施 付加設備：緊急離脱装置（ERS） 他
⑤配管工事	施工範囲は、ガス供給設備から荷役設備まで 敷設ルート等は現地制約に従い、詳細は敷地制約条件などを勘案し、提案者にて関西電力と調整 中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付
⑥荷役岸壁	住所：京都府舞鶴市字千歳５６０－５ 関西電力（株）舞鶴発電所敷地内 岸壁長：約１００m
⑦管理棟	運転管理に必要な任意仕様
⑧その他全般	関連法令として、高圧ガス保安法、騒音規制法、振動規制法、建築基準法、建設リサイクル法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、電気事業法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等を参照 必要に応じ、緊急排出機構、安全装置（安全弁、圧力逃し弁、サーキットブレーカー他）、ガス検知機等を設置

[2]-2. 陸上設備（受入基地）

本事業を実施する受入基地を整備するため、本紙にて要求する条件に応じた設備について、表２を参考に提案者側で検討し、レイアウト検討や設計、必要な土木工事・機器作成・建設工事・試運転および実証期間における設備の運営・保守を実施します。

なお、実証事業提案にあたっては、受入側拠点として下記地点をCO₂受入可能である有力な候補サイトとしますが、同等の実証実施が可能な地点であれば、苫小牧地区における他サイトでの提案も可とします。

表２ 受入基地 構成設備一式 要求仕様一覧（参考例）

基本情報	受入基地住所： 北海道苫小牧市真砂町２７－３ 北海道電力（株）苫小牧発電所敷地内 整地・造成工事： 岸壁および陸上設備に対し、整地、造成が必要 運用開始時期： ２０２３年度第４四半期頃
①荷役岸壁	住所：北海道苫小牧市真砂町２７－３ 岸壁長：約５０m 水深：要調整、水深調査にて確認 最大係船強度：未定 係船柱および防舷材を新設する必要あり。（要、耐震対応）
②荷役設備	中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付、試運転を実施 付加設備：緊急離脱装置（ERS） 他 受入対応流量：２７５トン／時（日中作業のみを想定）

③貯蔵設備	中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付、試運転を実施 貯蔵容量および設置基数は土地制限や輸送量・輸送頻度等、受入れの運用条件より提案者側にて設定 大型化に向けた機構や材料を採用した新規研究開発要素を含むタンクを検討 付加設備：貯蔵設備内の液化CO ₂ を液又はガスとして抜き出せるような機能を備えること。
④気化設備	必要に応じて設置
⑤配管工事	施工範囲は、荷役設備から貯蔵設備まで 中温・中圧（例：－２０℃／２MP a G）から低温・低圧（例：－５０℃／１MP a G未満）条件を目安に設計、製作、据付
⑥管理棟	運転管理に必要な任意仕様
⑦その他全般	関連法令として、高圧ガス保安法、騒音規制法、振動規制法、建築基準法、建設リサイクル法、土壤汚染対策法、労働安全衛生法、電気事業法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等を参照 必要に応じ、緊急排出機構、安全装置（安全弁、圧力逃がし弁、サーキットブレーカー他）、ガス検知機等を設置

[2]-3. 輸送船舶

本プロジェクトの出荷基地（荷役岸壁）から受入基地（荷役岸壁）の間の輸送実証を行い、CO₂の船舶輸送に関する積荷制御（温度、圧力、揺動）、操業管理（荷役、計量、異液置換）、安全航行（操舵性、異常時対応）などの管理技術を確立します。

表３を参考に実証船への要求仕様を検討のうえ提案者が要求する船舶を自己保有又は備船にて手配し、出荷基地と受入基地間の安全かつ経済的な輸送を実施します。

また、運航実施のために、監督官庁への申請や国内ルールの調整の必要がある場合は、実施者にて取りまとめ、適宜調整することとします。

表３ 実証船 要求仕様一覧（参考例）

基本情報	日本海航路：舞鶴→苫小牧：５３２海里（近海航路）、５５９海里（沿海航路） 運航開始時期：２０２３年度第４四半期頃
①船種	液化ガスばら積船 １隻
②航行区域	近海（非国際）
③船籍	日本
④用途	液化CO ₂ の輸送専用（または、他液体貨物輸送の兼用）一船主任意
⑤船級	日本海事協会（NS＊／MNS＊／M0）
⑥総トン数	９９９トン
⑦載貨重量	１，３００トン
⑧主要寸法	長さ約７０m × 幅約１２．５m × 深さ約５．５m
⑨積載率	任意

[3] 液化CO₂輸送技術の事業化に関する調査

液化CO₂輸送技術による事業の実施に向けた、液化CO₂の長距離・大量輸送に係る国際的なルール（IMO等）の形成へ参画するとともに、コスト評価を含む経済性評価、フィージビリティスタディ等の事業化検討調査を行います。

また、CO₂大量輸送事業の全体評価、大型船舶輸送の運航指針や大型陸上設備の操業指針の検討、液化CO₂の長距離・大量輸送に係る国内外の標準船型、安全規格、設計基準等の整備に必要となる基礎試験、解析、分析調査、検討を行います。

さらに、国内外のCO₂排出源のニーズ調査を実施し、CO₂回収チェーンビジネスの検討を進め、CCSを基軸とした国際的なCO₂輸送ビジネスに向けた事業性検討を実施します。

(4) 事業期間

2021年度から2026年度までの6年間とします。

プロジェクト全体の研究開発期間（2021～2026年度以内）についてご提案ください。

ただし、当初の委託契約期間は2021年度から2023年度以内の最長3年間とします。

2024年度以降の委託契約に関しては、NEDOが実施するプロジェクトの中間評価（2023年度に実施予定）の結果を踏まえて判断します。

(5) 事業規模

160億円程度以下

※事業内容、および2023年度までの検討成果を踏まえ、必要に応じ見直し検討を行います。

また、事業費は審査の結果あるいは、各年度の政府予算の変更等に基づき、減額することがあります。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2021年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限： 2021年5月6日（木）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter にて確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/45yctyfw9xjr>

(3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、㊿をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名(プロジェクト名。) (※)
- ②提案方式(全体提案)
- ③代表法人番号
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要(1000文字以内)
- ⑫技術的ポイント (※)
- ⑬代表法人業務管理者 (※)
- ⑭共同提案法人業務管理者名(複数の場合は、列記) (※)
- ⑮利害関係者 (※)
- ⑯研究体制(担当研究開発項目番号と法人名を入力)
例：研究開発項目①××会社、〇〇大学、研究開発項目②△△研究所
- ⑰研究期間(提案する研究期間を記載。)

- ⑱提案額（提案総額を入力。）
- ⑲初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑳提出書類（（４）提出書類のアップロード）

※利害関係の確認について

- N E D Oは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、N E D Oは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。N E D O から①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、N E D Oが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

- ・提案書（別添1、別添2）
- ・研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（詳細は別添3）
- ・若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4）
- ・N E D O研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5）
- ・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添6）
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は(4)）
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のN E D O部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
- ・N E D Oが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若し

くは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書 (CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報 (プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間) 及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号) 第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。
- viii. 総合評価

なお、採択審査における v. 応募者の能力、vi. 事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40 歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標が N E D O の意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に N E D O の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。

6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2021年3月31日： 公募開始

5月6日： 公募締切

5月中旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

5月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

6月中旬（予定）： 委託先決定

6月下旬（予定）： 公表（プレスリリース）

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添 3）

提案書が全体提案の場合は、NEDO が指名・委嘱する PL 等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる「研究開発責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

また、全体提案又は部分提案のいずれの場合においても、各提案者の研究開発の責任者となる「業務管理者」の研究経歴書を提出していただきます。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添 5）

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 5）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等について回答していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント（詳細は別添 6）

本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(11) データマネジメント（詳細は、別添7）

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

(12) 標準化への対応

・技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDO と標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果の ISO・IEC 等の標準化に取り組んでいただきます。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
- NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号： 044-520-5131
FAX 番号： 044-520-5133
電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(16) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その

実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(17) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(18) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添8）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(19) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違

反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(20) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（電子メールアドレス）を2021年4月8日（木）12:00時までに電子メールにて環境部荒川、新郷宛（電子メールアドレス：cct.projects@ml.nedo.go.jp）に御連絡ください。（様式は問いません）

日時： 2021年4月9日（金）11時00分～12時00分

方法： Microsoft Teams による Web 会議。返信にて当日の Microsoft Teams 会議のリンクを御連絡します。

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、2021年3月31日から4月30日の間に限り、下記宛にE-MAILにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

環境部 荒川、新郷、布川

E-MAIL : cct.projects@ml.nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

関連資料

基本計画

2021年度実施方針

報告書（「CCUS研究開発・実証関連事業／苫小牧におけるCCS大規模実証試験」将来計画の検討・準備等の報告書）

提案書の様式

別添1：提案書作成上の注意、表紙、本文

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：研究開発責任者候補研究経歴書及び業務管理者経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：情報管理体制等の確認票

別添7：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添8：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添9：契約に係る情報の公表について

情報管理体制等確認票

参考資料1：追跡調査・評価の概要

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）